

和光市栄養管理システム導入事業者選考委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、献立作成における栄養管理システムを導入するにあたり、適正な委託事業者を選定するため、和光市栄養管理システム導入業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する

2 委員長は、教育部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育部長

(2) 学校教育課長

(3) 和光市立小・中学校長の職にある者

(4) 和光市立小・中学校に所属する栄養教諭又は学校栄養職員の職にある者

(委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(選考)

第5条 委員会は、事業者の選考に関し必要な基準を制定し、その基準に基づき公平かつ公正な選定を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年8月24日から施行する。

■評価基準

1	2	3	4	5
劣る	やや劣る	普通	やや評価できる	評価できる

評 価 項 目		基準点数
会社概要	事業展開、事業の特徴	5
経営基盤	財務健全性	5
経営理念	給食に対する理念（児童の健康増進、食育の考え方、ソフトウェア等の販売を通じた社会貢献等）	5
業務実績	栄養管理システムの導入実績及び本業務の実施における信頼性や確実性	10
作業体制及びバックアップ体制	導入のための実施体制、導入後のバックアップ体制	10
	ソフトウェア不具合発生時の緊急対応体制	10
機能・帳票	現在使用している機能や帳票に即した内容に対応できるか。	10
操作性	画面表示がわかりやすく、使用頻度の高い操作を簡便に行えるようデザインされているか。	10
作業体制	導入のための実施体制は十分な内容になっているか。	10
情報セキュリティ	セキュリティ要件に対応し、対策が適切になされているか。	5
運用・保守	運用要件及び保守要件に対応する旨の記述があるか。	10
提案価格	システム導入経費及び次年度以降の保守・運用経費の合計額（一定の基準を設けて評価する）	5
参入に対する意欲		5
合 計		100